公-自然局 R7-50

参加者確認公募　募集要領

令和７年度高病原性鳥インフルエンザウイルス保有状況検査業務

環　境　省

令和７年度高病原性鳥インフルエンザウイルス保有状況検査業務に係る参加希望書類の募集要領

１　総則

令和７年度高病原性鳥インフルエンザウイルス保有状況検査業務に係る参加者確認公募の実施については、この要領に定める。

２　業務概要

（１）業務名

令和７年度高病原性鳥インフルエンザウイルス保有状況検査業務

（２）業務内容等

別添仕様書のとおり。

（３）業務実施期間

令和７年４月１日から令和８年３月３１日まで

３　応募要件

（１）基本的要件

①　予算決算及び会計令（昭和２２年勅令第１６５号）第７０条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

②　予算決算及び会計令第７１条の規定に該当しない者であること。

③　環境省大臣官房会計課長から指名停止措置が講じられている期間中の者でないこと。

④　別紙において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者であること。

（２）守秘性に関する要件

企業等の服務規程等として、業務上知り得た情報を漏らさないという条件が満たされていること。

（３）技術力に関する要件

野生鳥類から採取された喉や総排泄腔の粘膜及び血液などの検体を安全に扱うことができ、検査を確実に実施できる技術力を有すること。

（４）業務執行体制に関する要件

①野生鳥類から採取された喉や総排泄腔の粘膜及び血液等の検体を安全に扱える施設として、世界保健機構（WHO）が制定した Laboratory biosafety manual に記載されているバイオセーフティーレベル３に相当する設備を有する実験室を保有し、検査を確実に実施できること。

②獣医学的な視点から渡り鳥を含む野生鳥類の病理（感染症）や生理について幅広くかつ専門的な知識を有している者を本業務の従事者として配

置できること。

４　参加希望書類の募集に関する質問の提出先及び回答

この参加者確認公募募集要領、添付資料等に関する質問がある場合は、次に従い、別記様式１による書面を提出すること。

（１）提出先

東京都千代田区霞が関１－２－２（中央合同庁舎第５号館２４階）
環境省大臣官房会計課契約第一係
ＴＥＬ：03-3581-3351　内線 6039

（２）提出方法

持参、郵送又は電子メール（KEIYAKU@env.go.jp）により提出すること。
なお、電子メールで提出した場合には、環境省に提出した旨を連絡すること。

（３）受付期限

令和７年２月１０日（月）１６時００分まで
（持参の場合は１２時～１３時を除く）

（４）回答方法

令和７年２月１２日（水）までに環境省ホームページの「申請・手続き」＞「調達情報」＞「入札等情報」＞請負業務「参加者確認公募(役務)」＞「本件」の「公示」の下段に掲載する。

５　提出書類、提出期限等

（１）提出書類

令和７年度高病原性鳥インフルエンザウイルス保有状況検査業務に係る参加希望書類（別添様式参照）

（２）提出期限等

①　提出期限

令和７年２月２５日（火）１６時００分

②　参加希望書類の提出場所及び作成に関する問合せ先

４（１）に同じ。

（３）書面による提出の場合

①　提出方法

持参又は郵送（提出期限必着）による。
郵送する場合は、書留郵便等の配達の記録が残る方法に限る。

②　提出部数

５部

③　提出場所

４（１）に同じ。

（４）電子による提出の場合

①　提出方法

電子ファイル（ＰＤＦ形式）により、電子メール＊１で送信、又はDVD-ROM 等に保存して持参又は郵送＊２で提出すること。電子メール

で提出した場合には、環境省からの受信連絡メールを必ず確認すること。
＊１電子メール１通のデータ上限は７ＭＢ（必要に応じ分割すること）
＊２郵送の場合は、書留郵便等の配達記録が残るものに限る。

② 提出場所
電子メールの場合：KEIYAKU@env.go.jp
DVD-ROM 等の持参又は郵送の場合：４（１）に同じ

（５）提出に当たっての注意事項
① 持参する場合の受付時間は、平日の 10 時から１６時まで（１２時～１３時を除く）とする。
② 郵送する場合は、封筒に「令和７年度高病原性鳥インフルエンザウイルス保有状況検査業務に係る参加希望書類在中」と朱書きすること。
③ 提出期限までに到達しなかった参加希望書類は、無効とする。
④ 提出された参加希望書類は、その事由の如何にかかわらず、提出期限以降は差替え又は再提出を行うことはできない。
⑤ 提出された参加希望書類は、返却しない。
⑥ 提出された参加希望書類は、提出者に無断で、参加希望書類の審査以外の目的には使用しない。
⑦ 虚偽の記載をした参加希望書類は、無効とする。また、虚偽の記載をした者に対して指名停止を行うことがある。
⑧ 参加希望書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

6 暴力団排除に関する誓約
当該業務に係る参加希望書類については、別紙において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約した上で提出すること。また、提出書類に誓約事項に誓約した旨を明記すること。

7 人権尊重の取組について
本調達に係る参加希望者及び契約者は、『責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン』（令和４年９月１３日 ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めること。

8 参加希望書類の審査
（１）環境省において、提出された参加希望書類に基づき、当該参加希望書類の提出者が３に定める応募要件を満たしているか否かについて審査し、その結果を参加希望書類の提出者に対して通知する。
（２）審査に当たっては、参加希望書類の記載内容について提出者に問い合わせすることがあるので、参加希望書類提出後、（１）の通知までは、問い合わせに適切に対応できるようにすること。提出者が問い合わせに応じないとき、又は提出者と連絡が取れないときは、応募要件の確認ができないため、応募要件を満たさないと判定することがある。
（３）審査の結果、応募要件を満たすと認められる者が一しかいない場合にあ

っては、当該応募者との契約手続に移行し、応募要件を満たすと認められる者が複数いる場合にあっては、一般競争入札手続（最低価格落札方式）に移行することとする。

９　その他

（１）手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

（２）関連情報を入手するための照会窓口

４（１）に同じ。

（３）令和０４・０５・０６年度環境省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」の「調査・研究」の認定を受けていない者であっても、参加希望書類を提出する ことができるが、その者が２に定める応募要件を満たすと認められ、一般競争入札手続（最低価格落札方式）に移行した場合には、開札時までに当該資格の認定を受け、「Ｂ」、「Ｃ」又は「Ｄ」級に格付けされている者であることが必要である。ただし、この場合には、令和０７・０８・０９年度環境省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の「調査・研究」の資格を引き続き取得すること。

（４）契約締結日までに令和７年度の予算（暫定予算を含む。）が成立しなかった場合は、 契約締結日は、予算が成立した日以降となる。また、暫定予算となった場合、全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみの契約とする場合がある。

（５）本公示に記載なき事項は、募集要領による。

◎添付資料

（別添）　　仕様書

（参考）　　契約書（案）

（別記様式１）

質問書

業　務　名	令和７年度高病原性鳥インフルエンザウイルス保有状況検査業務
会　社　名	
住　　所	
担　当　者	部署名：　　氏　名：
担当者連絡先	ＴＥＬ：
	Ｅ−ｍａｉｌ：
質 問 事 項	

（別紙）

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について、参加希望書類の提出をもって誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、官側の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）及び登記簿謄本の写しを提出すること並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

１．次のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

（１）契約の相手方として不適当な者

ア　法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

イ　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

オ　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

（２）契約の相手方として不適当な行為をする者

ア　暴力的な要求行為を行う者

イ　法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ウ　取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

エ　偽計又は威力を用いて会計課長等の業務を妨害する行為を行う者

オ　その他前各号に準ずる行為を行う者

２．暴力団関係業者を再委託又は当該業務に関して締結する全ての契約の相手方としません。

３．再受任者等（再受任者、共同事業実施協力者及び自己、再受任者又は共同事業実施協力者が当該契約に関して締結する全ての契約の相手方をいう。）が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。

４．暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は再受任者等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。

別記様式２

令和　　年　　月　　日

環境省大臣官房会計課長　殿

所　在　地

商号又は名称

代表者役職・氏名

令和７年度高病原性鳥インフルエンザウイルス保有状況検査業務に係る

参加希望書類の提出について

標記の業務について、当社において実施することを希望します。

応募要件を満たしていることを、添付資料のとおり証明します。

なお、書類の提出にあたり、別紙の暴力団排除に関する誓約事項に誓約します。

（１）技術力に関する要件　（別添様式１）

（２）守秘性に関する要件　（任意様式）

（３）業務執行体制に関する要件　（別添様式１）

（４）会社概要等　（様式任意）

（担当者）

所属部署：

氏　　名：

TEL　　：

E-mail　：

（別添様式１）

技術力及び業務執行体制に関する要件

① 従業員等又は法人が有する、野生鳥類から採取された喉や総排泄腔の粘膜及び血液などの検体を安全に扱うことができ、検査を確実に実施できる技術力を用いた実績の概要

業務名、研究等の名称	従業員等又は法人が有する、野生鳥類から採取された喉や総排泄腔の粘膜及び血液などの検体を安全に扱うことができ、検査を確実に実施できる技術力を用いた実績の概要（例：報告書や研究発表の摘要）	備考

② 野生鳥類から採取された喉や総排泄腔の粘膜及び血液などの検体を安全に扱うことができ、検査を確実に実施できる施設の概要

施設	世界保健機構（WHO）が制定したLaboratory biosafety manualに記載されているバイオセーフティーレベル３に相当する設備を有する実験室を確保できることが確認できる書類（例：施工図）	備考

③ 獣医学的な視点から渡り鳥を含む野生鳥類の病理（感染症）や生理について幅広くかつ専門的な知識を有している者の概要

氏名	獣医学的な視点から渡り鳥を含む野生鳥類の病理（感染症）や生理について幅広くかつ専門的な知識を有していることが確認できる書類 （例：日本野生動物医学会認定専門医認定書など）	備考

（別紙）

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について、参加希望書類の提出をもって誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、官側の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）及び登記簿謄本の写しを提出すること並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

１．次のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

（１）契約の相手方として不適当な者

ア　法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

イ　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

（２）契約の相手方として不適当な行為をする者

ア　暴力的な要求行為を行う者

イ　法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ウ　取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

エ　偽計又は威力を用いて会計課長等の業務を妨害する行為を行う者

オ　その他前各号に準ずる行為を行う者

２．暴力団関係業者を再委託又は当該業務に関して締結する全ての契約の相手方としません。

３．再受任者等（再受任者、共同事業実施協力者及び自己、再受任者又は共同事業実施協力者が当該契約に関して締結する全ての契約の相手方をいう。）が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。

４．暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は再受任者等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。